

神奈川県環境保全基金条例（平成2年3月22日条例第2号）

最終改正:令和7年3月28日条例第32号

改正内容:令和7年3月28日条例第32号〔令和7年4月1日〕

○神奈川県環境保全基金条例		平成2年3月22日条例第2号
改正		
平成3年7月12日条例第32号		
令和7年3月28日条例第32号		
神奈川県環境保全基金条例をここに公布する。		
神奈川県環境保全基金条例		
(趣旨)		
第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第241条第1項及び第8項の規定に基づき、神奈川県環境保全基金の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。		
(設置)		
第2条 県は、地域に根ざした環境保全活動を永続的かつ着実に展開していくのに必要な経費を積み立てるため、神奈川県環境保全基金(以下「基金」という。)を設置する。		
(積立額)		
第3条 基金に積み立てる額は、予算において定める額とする。		
(運用)		
第4条 基金に属する現金は、最も確実かつ有利な金融機関への預金、有価証券の保有その他の方法により運用するものとする。		
(運用益金の処理)		
第5条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に編入するものとする。		
(処分)		
第6条 基金は、次に掲げる事業の経費に充てる場合に限り、これを処分することができる。		
(1) 環境保全のための活動基盤の整備		
(2) 環境保全に関する知識の普及啓発及び情報の提供		
(3) 環境保全のための実践活動の支援		
(委任)		
第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。		
附 則		
この条例は、公布の日から施行する。		
附 則(平成3年7月12日条例第32号)		
この条例は、公布の日から施行する。		
附 則(令和7年3月28日条例第32号)		
この条例は、令和7年4月1日から施行する。		